令和8年度桶川市脱炭素事業推進奨励金

脱炭素推進事業を実施する人に対し脱炭素推進奨励金を交付します



【交付対象者】

① 市内に住宅を所有し居住または新築する住宅に機器を設置すること
② 機器を設置する住宅およびその敷地に建築基準法または都市計画法の違反がないこと
③ 市税を滞納していないこと
④ 実績報告時に、桶川市に住民登録があること
⑤**令和9年3月23日（火）まで**に実績報告書を提出できること

【申請受付開始】
令和8年4月1日（水）
※先着順
※予算の範囲内
※機器の設置工事
着工前までの申請

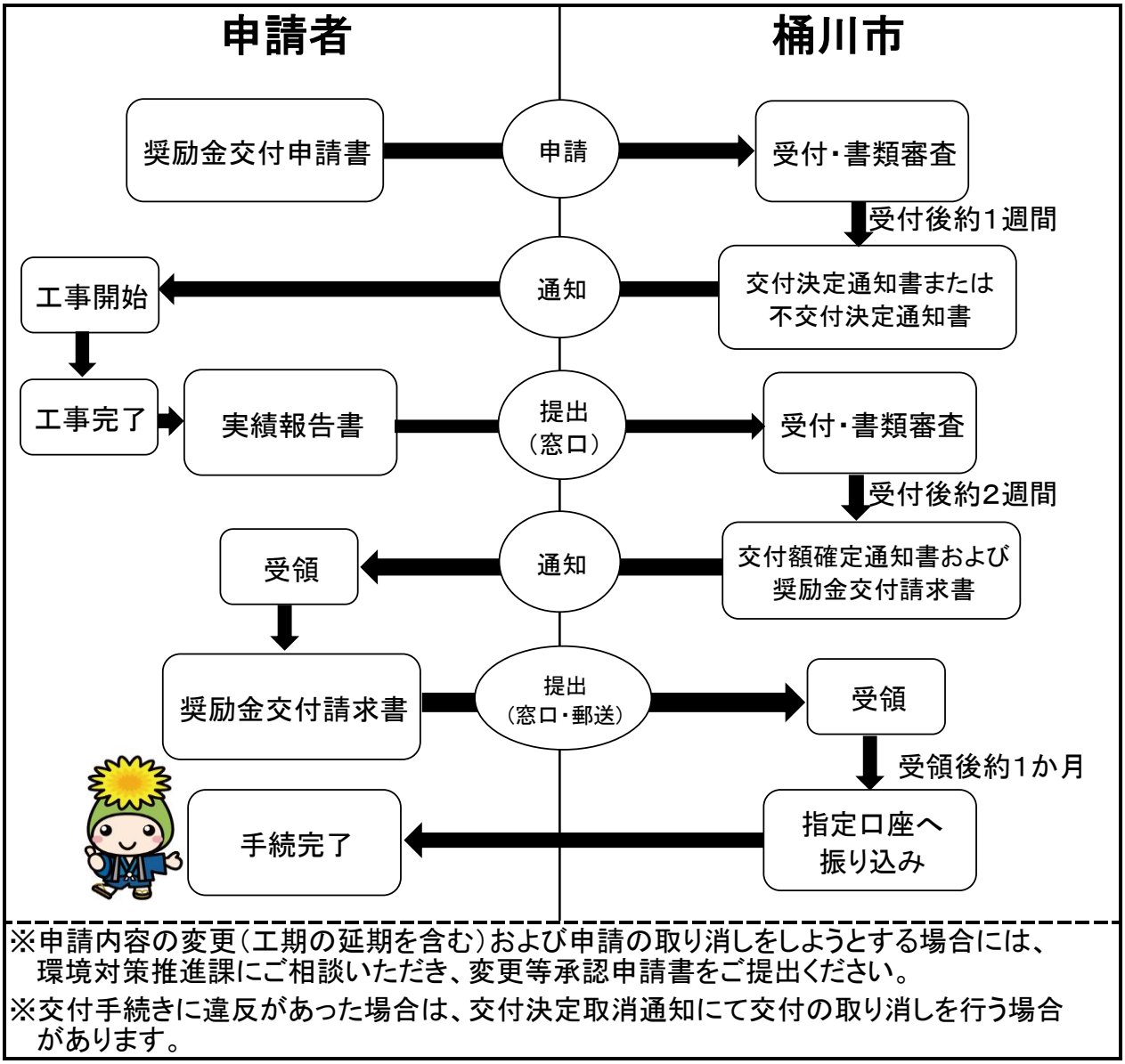
【交付対象機器および奨励金の額】

交付対象機器	奨励金の額(上限)	奨励金の主な交付条件
太陽光発電システム	50,000円	太陽電池モジュールの最大出力の合計値が2kW以上であること
高効率給湯器		新築への設置は除く
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	30,000円	
ハイブリッド給湯器（エコワン等）	40,000円	
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	50,000円	
太陽熱利用システム	30,000円	一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること
家庭用蓄電池	50,000円	定置型であり、蓄電容量が2kWh以上であること
地中熱利用システム	100,000円	地中熱を利用した空調機器または給湯機器を有すること
V2H	50,000円	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する次世代充電インフラ整備促進事業の補助対象として指定されていること

※同一機器に対する奨励金の交付は、1**会計年度内に1機器**まで。
※交付対象機器はいずれも**未使用品**であること。
※その他の交付条件については、市HP等をご確認ください。



【申請の流れ】



※申請内容の変更（工期の延期を含む）および申請の取り消しをしようとする場合には、環境対策推進課にご相談いただき、変更等承認申請書をご提出ください。

※交付手続きに違反があった場合は、交付決定取消通知にて交付の取り消しを行う場合があります。

【申請方法】

桶川市脱炭素事業推進奨励金申請書に次の書類を添えて、提出してください。

1. 経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は見積書の写し
2. 工事着手前の現況写真
3. 既存住宅に設置する場合には、当該住宅に係る家屋の固定資産税の明細書の写しまたはこれに準ずる書類
4. 次のアからエまでに掲げる交付対象機器ごとに定める書類
   - ア. 全ての交付対象機器：機器の仕様および規格が確認できる書類の写し
   - イ. 太陽光発電システム：最大出力が確認できる書類の写し
   - ウ. 家庭用蓄電池：太陽光発電システムの設置状況が確認できる写真または売電が確認できる書類の写し
   - エ. 地中熱利用システム：採掘抗の深度等が確認できる書類の写し



【お問い合わせ】

桶川市　環境対策推進課　生活環境係
電話番号：048-788-4925（直通）